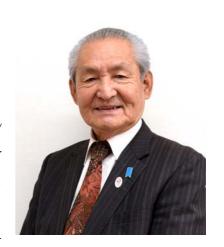
瑞穂町 第4期障害福祉計画

平成27年3月

瑞穂町

瑞穂町第4期障害福祉計画の策定にあたって

瑞穂町はこれまで3期にわたり、『瑞穂町障害福祉計画』を策定し、障がいの有無に関わらず、すべての方々が個人として、安心して生活を営むことができる社会を築くため、多くの事業に取り組んでまいりました。この間、町民の皆さまをはじめ各種関係団体の方々に、ご理解とご協力をいただきましたことに、心から感謝申し上げます。



さて、「障害者総合支援法」が、平成26年度に

全面的施行となり、今回、この法律の趣旨を踏まえた計画策定となりました。 少子化及び急激に高齢化の進む中、社会保障をはじめとする制度変更は、持 続可能な福祉社会をつくるため、全ての人に例外なく、また町の施策にも幅 広い分野で、大きな変化となって現れます。

このような中、計画の策定にあたり、アンケートを実施し、多くの方々から回答をいただきました。皆様の意見を踏まえ、より実態に即した実効性の高い計画となったと確信しています。

また、福祉関係団体等の代表者で構成する「瑞穂町地域保健福祉審議会」 及び「障害福祉計画専門分科会」で、熱心に検討を重ねていただきました。 それぞれの立場から貴重なご意見をいただき、計画が策定できましたことに 対し、重ねて御礼申し上げます。

この計画を貫く理念は、障がいのある方はもちろん、社会生活を営む上で 障壁をなくし、全ての方が地域社会で共生することと、かけがえのない個人 として尊重されることにあります。計画の実現には、皆様のご理解とご協力 が欠かせません。

今後の計画推進に関係機関、団体をはじめ、全ての町民の皆様にご協力いただきますようお願い申し上げ、計画策定にあたっての挨拶といたします。

平成27年3月 瑞穂町長 石塚幸よ衛門

目 次

第1編	計画策定の趣旨	
第1章 1 2 3 4	計画の改定にあたって	3 4 6
第2編 ヨ	湍穂町の障がいのある人の現状	
第1章	障がいのある人の現状	11
1	人口及び障がいのある人の推移	11
2	各手帳所持者数の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2章		
1	指定障害福祉サービス・指定相談支援	
2	地域生活支援事業 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
3	数値目標 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
第3章		
1	アンケート調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	アンケート調査結果の要約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
3	アンケート結果からみた課題	32
第3編 言	計画の基本的考え方	
第1章	基本理念 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	35
	基本目標 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
第3章	計画における視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
第4編	平成 29 年度の将来像	
第1章	障がい者数の推計	43
第2章	計画の成果目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
1	「福祉施設入所者の地域生活への移行」の目標	45
2	「入院中の精神障がい者の地域生活への移行」の目標	46

		3	「福祉施設から一般就労への移行」の目標	47
笛	5編	基	· 本計画	
713	○ ,,,,,,,, 「基才		-	Б 1
	L 基 4 第 1		ョ	
	И 1	루 1	サービス見込量の考え方······	
		2	サービス見込量一覧	
		3	訪問系サービス	
		4	日中活動系サービス····································	
		5	居住系サービス····································	
		6	相談支援(サービス利用計画等の作成)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		7	障がい児支援····································	
	第2	章	地域生活支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
		1	サービス見込量の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		2	サービス見込量一覧	66
		3	地域生活支援事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
<u>₩</u>	C √=	=1	元の# #	
弗 '	6編	ĒΤ	·画の推進	
	第1	章	推進・進行管理の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	79
		1	「PDCAサイクル」に基づく推進・進行管理	
		2	「成果目標」と「活動指標」について	
	第2	章	計画推進の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		1	啓発・周知の徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		2	サービス提供体制の確保	
		3	相談支援体制の強化、「自立支援協議会」の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		4	町民との協働体制の構築・強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		5	庁内及び東京都との連携体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第3	-	計画の達成状況の評価・点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第4	章	町民意見等の計画への反映・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
資	料	編		
		1	障害の「害」の表記について	
		2	瑞穂町地域保健福祉審議会条例⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	86

3	瑞穂町地域福祉計画審議会条例施行規則88
4	瑞穂町地域保健福祉審議会・障害福祉計画専門分科会委員名簿89
5	瑞穂町第4期障害福祉計画策定経過90

一第1編 計画策定の趣旨―

1 第4期障害福祉計画策定の背景

瑞穂町では、平成6年に『地域福祉計画』を策定した後、平成12年6月に 社会福祉事業法の改正・改称によって制定された社会福祉法の施行を受けて、 保健と福祉の一体的なサービス展開を目指し、平成15年に『第2次地域福祉 計画』を策定しました。その後、平成17年における介護保険制度の改正や障 害者自立支援法の制定など保健福祉領域での制度改正を含む社会的な変化を踏 まえ、平成18年3月にはその改定計画となる『瑞穂町地域保健福祉計画』を 策定しました。この計画は、町民、事業者、行政が協働して地域保健福祉を推 進することにより、すべての町民が尊厳を持ち、地域の中で生涯にわたり安心 して住み続け、自立した豊かな生活を送ることができる地域社会の実現を目ざ しており、健康増進分野も組み入れた総合的な計画で、平成23年3月には『瑞 穂町第2次地域保健福祉計画』を策定しました。

一方、平成18年には障害者自立支援法が施行され、全国の市町村で「障害福祉計画」を策定することとなり、町も、自立支援給付や地域生活支援事業の円滑な実施を確保することを目的に、『第1期瑞穂町障害福祉計画』(以下、第1期計画という。)を策定しました。この第1期計画は、『瑞穂町地域保健福祉計画』における様々な分野の中でも、指定障害福祉サービスや指定相談支援、地域生活支援事業に関わるサービスの必要量の見込みや見込み量確保のための方策について具体的な数値目標や取組みを掲げた計画となっています。

第1期計画では、国の定めた基本的な指針に基づき、障がいのある人の生活支援の基盤整備に関わる部分について、各年度におけるサービス量等を見込み、従前の施設・事業が新体系への移行を完了する平成23年度に向け計画目標値を明らかにし、必要なサービスがすべての障がいのある人に提供されるようサービス量の確保に努めてきました。平成23年度までの中間年にあたる平成20年度には、第1期計画を見直し『第2期瑞穂町障害福祉計画』(以下、第2期計画という。)を策定し、平成23年には、『第3期瑞穂町障害福祉計画』(以下、第3期計画という。)を策定し、様く平成24年度から26年度までの3か年にわたるサービスの提供体制を整備してきたところです。

平成27年度から平成29年度の3か年を計画期間として、「障害者総合支援法」下の計画として『第4期瑞穂町障害福祉計画』(以下、第4期計画という。)を策定するものです。

2 計画の概要

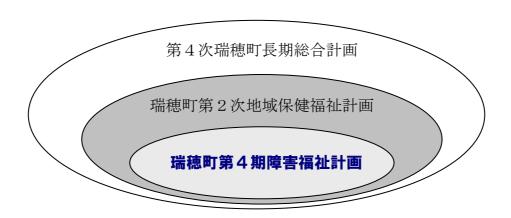
(1)計画の法的根拠

計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」 (以下、「障害者総合支援法」という。)に基づく「市町村障害福祉計画」で、 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する 計画を定めるものです。

市町村障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づき、 策定が義務付けられている計画です。

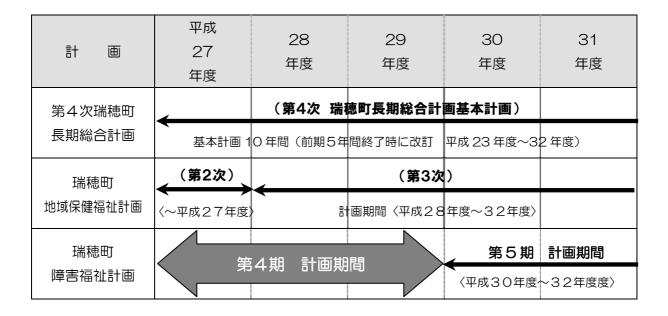
(2)計画の位置付け

本計画は、最上位計画である『第4次瑞穂町長期総合計画』および『瑞穂町第2次地域保健福祉計画」を上位計画に持つものとして位置付けられています。したがって、計画は、東京都および国の計画等と整合をとった計画であるとともに、現行の『第4次瑞穂町長期総合計画』および『瑞穂町第2次地域保健福祉計画』と一体的に取り組むものであり、その施策の基本方向を踏まえた上で、特定のサービスに関する指針として取りまとめた計画となっています。



(3)計画の期間

本計画の計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間です。



3 計画策定の体制

(1) 「瑞穂町地域保健福祉審議会・障害福祉計画専門分科会」の設置

障がいのある人等の地域生活への移行、就労支援等の推進にあたっては、障がい福祉の観点からだけではなく、雇用、教育、医療等の分野を越えた総合的な取組みが不可欠です。計画を地域の実情に即した実効性のある内容とするため、サービスを利用する障がいのある人等をはじめ、行政機関、企業、医療機関、町民からの公募、また、事業者、雇用、教育、医療等の幅広い分野の関係者から構成される「瑞穂町地域保健福祉審議会・障害福祉計画専門分科会」を設置しました。

本計画の理念及び目標を共有した上で、共通の課題認識に立って意見の集約 を図り、計画内容の検討を行いました。

(2) 庁内関係各課等や都との連携体制の構築

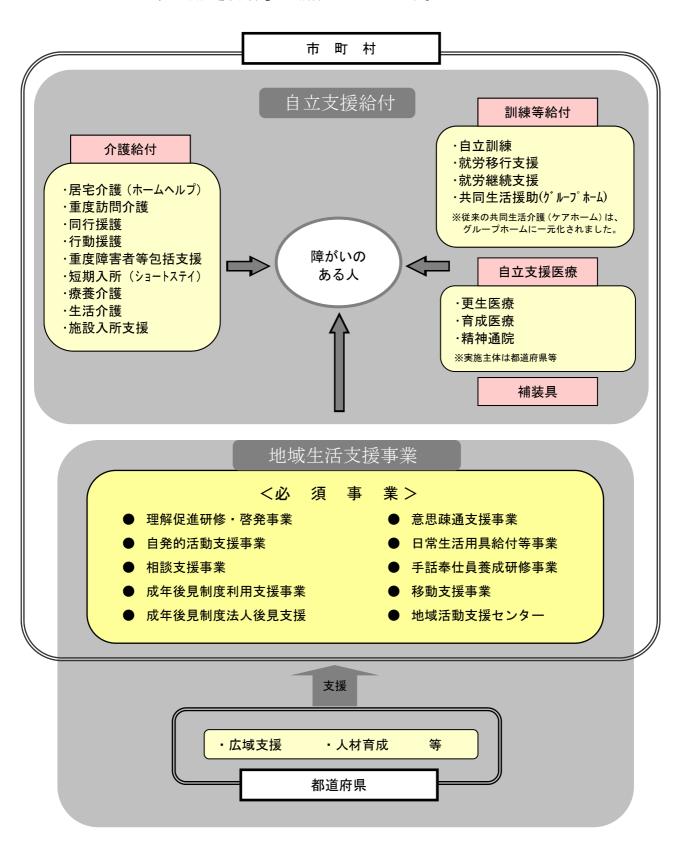
計画の策定にあたっては、町福祉課を中心に庁内の関係各課、施設や福祉団体などの関係機関との連携を円滑にし、実効性のある計画づくりに努めました。また、東京都の広域的調整との整合性を図り、円滑な事業実施を行うために、都の関係部局との密接な連携のもと、計画を作成しました。

(3)地域社会における計画への理解促進

計画を推進するに際して、グループホーム等のサービス提供基盤の整備推進等、障がいの内容および障がいのある人等への地域社会の理解が深まり、共通の目標に向かってともに取り組んでいくことができるように、広報等を通じて計画の啓発・周知に努めます。

4 新しい自立支援システムの全体像

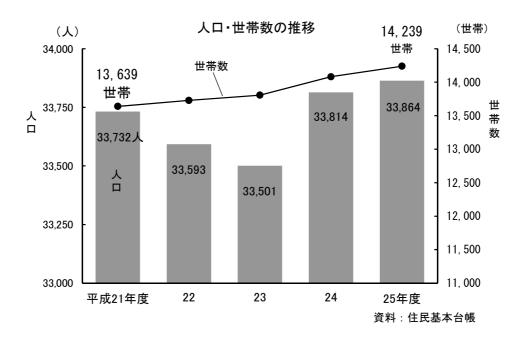
障害者総合支援法による総合的な自立支援システムの全体像は、個別に支給 決定が行われる「自立支援給付」と、利用者の状況に応じて町が柔軟に実施で きる「地域生活支援事業」で構成されています。



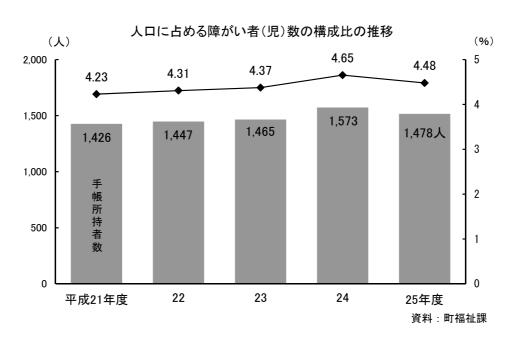
一第2編 瑞穂町の障がいのある人の現状―

1 人口及び障がいのある人の推移

町の人口は3.3万人前後で推移しており、平成23年度まで年々減少傾向にありましたが、その後増加し、25年度では33,864人となり、過去5年間では最多となっています。世帯数については減少することなく年々増加しており、平成25年度では14,239世帯となっています。



障がい者(児)数は平成 24 年度まで増加傾向にありましたが、25 年度では減少し1, 478人となっています。総人口に占める障がい者(児)数の割合は、平成 21 年度から 24 年度にかけて 0.42 ポイント増加となっており、その後、0.17 ポイント減少し、25 年度には 4.48 %になっています。



2 各手帳所持者数の状況

(1)身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は増減を経てほぼ横ばいにあり、平成25年度末には1,025人となっています。

等級別では、1級が353人で、2級、3級が150人前後、4級が253 人となっています。

主な障がいの部位別では、肢体不自由の人がいずれの年度も600人台前半 と最も多くなっています。

等級別身体障害者手帳所持者の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1級	363	373	353
2級	154	160	148
3級	138	155	152
4級	241	261	253
5級	58	61	61
6級	54	63	58
合計	1, 008	1, 073	1, 025

※各年度末現在

資料:瑞穂町事務報告書

主な障がいの部位別身体障害者手帳所持者の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
視覚	56	62	63
聴 覚 ま た は 平 衡 機 能 障 害	70	80	68
音声言語または そしゃく機能障害	9	13	10
肢体不自由	602	629	613
内部障害	271	289	271
合計	1, 008	1, 073	1, 025

※各年度末現在

資料:瑞穂町事務報告書

(2)愛の手帳所持者数の推移

愛の手帳所持者数は増加傾向にあり、平成25年度末で307人となっています。

等級別では、1度と4度が増加しており、各年度において4度が100人台前半と最も多くなっています。

年齢別では、18歳未満は70人台で推移し、18歳以上は200人前半で推移しています。

等級別愛の手帳所持者の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1度	9	10	12
2度	85	94	93
3度	71	75	75
4度	108	123	127
合計	273	302	307

※各年度末現在 資料:瑞穂町事務報告書

年齢別愛の手帳所持者の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
18 歳未満	71	75	76
18 歳以上	202	227	231
合計	273	302	307

※各年度末現在 資料:瑞穂町事務報告書

(3)精神保健福祉手帳所持者数の推移

精神保健福祉手帳所持者数は増減を経てほぼ横ばいの状況にあり、平成25年度末で184人となっています。

精神保健福祉手帳所持者の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1級	16	15	15
2級	127	126	108
3 級	41	57	61
合計	184	198	184

※各年度末現在 資料:瑞穂町事務報告書

1 指定障害福祉サービス・指定相談支援

(1)訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、 重度障害者等包括支援)

	平成 24 年度		平成 25 年度	
	計画値	計画値 実績値		実績値
供給量(時間/月)	1, 810	805. 8	1, 930	906. 3
達成率(%)	44. 5		47	. 0

資料: 町資料による

※各年度末現在

(2)日中活動系サービス

		平成 2	4 年度	平成 2	5 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	
井江入 莊	供給量(人)	36	40	38	44	
生活介護 	達成率(%)	111	. 1	115	5. 8	
自立訓練	供給量(人)	1	0	1	0	
(機能訓練)	達成率(%)	0.	0	0.	0	
自立訓練	供給量(人)	3	2	3	3	
(生活訓練)	達成率(%)	66	. 7	100). 0	
就労移行支援	供給量(人)	10	8	11	7	
机力修1]又版	達成率(%)	80	. 0	63. 6		
就労継続支援	供給量(人)	1	1	1	6	
(A型)	達成率(%)	100). 0	600). 0	
就労継続支援	供給量(人)	60	69	65	81	
(B型)	達成率(%)	115	5. 0	124	l. 6	
療養介護	供給量(人)	2	2	2	2	
炼 食 碳	達成率(%)	100. 0		100). 0	
结地入际	供給量(延人日/月)	108	112	110	113	
短期入所	達成率(%)	103	3. 7	102	102. 7	

(3)居住系サービス

			平成 2	4 年度	平成 2	5年度
			計画値	実績値	計画値	実績値
共同	月生活援助	供給量(人)	27	24	29	28
共同]生活介護	達成率(%)	88. 9		96. 6	
	= + + + + + + + + + + + + + + + + + + +	供給量(人)	22	19	24	23
	うち知的障がい者	達成率(%)	86. 4		95. 8	
	ことは地陸がいる	供給量(人)	5	5	5	5
	うち精神障がい者	達成率(%)	100. 0		100. 0	
供給量(人)		供給量(人)	20	18	20	17
他記	投入所支援	達成率(%)	90	. 0	85. 0	

※各年度末現在 資料: 町資料による

(4)相談支援(サービス利用計画等の作成)

			平成 2	4 年度	平成 25 年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値
= ⊥7	画相談支援	供給量(人)	3	0	10	14
111	9.怕谈又拔	達成率(%)	0.0		140. 0	
+4h +=	战相談支援	供給量(人)	1	0	4	1
TIO 14	《阳談又抜	達成率(%)	0.	0	25	. 0
	地域较红土塔	供給量(人)	0	0	1	0
	地域移行支援	達成率(%)	0.	0	0.	0
		供給量(人)	1	0	3	1
	地域定着支援	達成率(%)	0.	0	33	. 3

2 地域生活支援事業

必須事業

(1)相談支援事業

		平成 24	4年度	平成 25 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値
陪宝老扣款士将审案	供給量(か所)	3	0	3	2
障害者相談支援事業 	達成率(%)	0. 0		66. 7	
基幹相談支援センタ	供給量(か所)	無	無	無	無
一設置	達成率(%)	_		_	
力士士运功辛人	実施の有無	有	有	有	有
自立支援協議会	達成率(%)	100. 0		100.0	

※各年度末現在

資料: 町資料による

(2)成年後見制度利用支援事業

	平成 24 年度		平成 25 年度	
	計画値	計画値 実績値		実績値
実利用者数/月	1	0	1	0
達成率(%)	0. 0		0. 0	

※各年度末現在 資料: 町資料による

(3)コミュニケーション支援事業

	平成 2	4 年度	平成 25 年度		
	計画値 実績値		計画値	実績値	
手話通訳者派遣 事業/件	5	2	10	1	
達成率(%)	40. 0		10	. 0	

(4)日常生活用具給付等事業

		平成 2	4 年度	平成 25 年度	
			実績値	計画値	実績値
人 諾 . 訓練士採用目	供給量(件)	3	2	8	2
介護・訓練支援用具	達成率(%)	66	. 7	25	. 0
自立生活支援用具	供給量(件)	9	5	9	13
日立生冶文拨用具	達成率(%)	55. 6		144. 4	
大力生美族土城四日	供給量(件)	5	8	5	7
在宅療養等支援用具 	達成率(%)	160. 0		140. 0	
情報・意思疎通支援	供給量(件)	6	5	6	7
用具	達成率(%)	83	. 3	116	6. 7
北沙东西 土拉口目	供給量(件)	496	318	507	328
排泄管理支援用具	達成率(%)	64. 1		64	. 7
住宅改修費	供給量(件)	1	1	1	0
	達成率(%)	100). 0	0.	0

※各年度末現在 資料: 町資料による

(5)移動支援事業

	平成 24 年度		平成 25 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
供給量(人)	68	72	69	80
達成率(%)	105. 9		115	5. 9

※各年度末現在 資料: 町資料による

(6)地域活動支援センター(Ⅱ型)

	平成 24 年度		平成 25 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
供給量(人)	4	4	4	4
達成率(%)	100. 0		100). 0

任意事業

(7)知的障害者職親委託制度

	平成 24 年度		平成 25 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
供給量(件)	1	1	1	1
達成率(%)	100. 0		100). 0

※各年度末現在 資料: 町資料による

(8)日中一時支援事業

	平成 24 年度		平成 25 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
供給量(人)	11	14	12	14
達成率(%)	127. 3		116. 7	

※各年度末現在 資料: 町資料による

(9)社会参加促進事業(自動車運転免許取得・自動車改造助成)

		平成 2	4 年度	年度 平成 25 年度		
		計画値 実績値		計画値実績値		
免許取得	供給量(件)	1	0	1	0	
	達成率(%)	0. 0		0.0		
改造助成	供給量(件)	2	1	2	2	
以迫助队	達成率(%)	50. 0		50. 0 100. 0). 0

(10) 訪問入浴サービス事業

	平成 2	4 年度	平成 25 年度		
	計画値 実績値		計画値	実績値	
供給量(人)	3	7	3	7	
達成率(%)	233. 3		233. 3		

※各年度末現在 資料: 町資料による

(11) 更生訓練費給付事業

	平成 24 年度計画値 実績値		平成 25 年度		
			計画値	実績値	
供給量(人)	2	0	2	0	
達成率(%)	0. 0		0. 0		

※各年度末現在 資料: 町資料による

(12) 障害児タイムケア事業

	平成 24 年度計画値 実績値		平成 25 年度		
			計画値	実績値	
供給量(人)	31	33	32	30	
達成率(%)	106. 5		93. 8		

3 数値目標

① 入所施設の入所者の地域生活への移行

項目	数值	考え方	
平成 17 年 10 月 1 日入所者数(A)	20 人	(平成 17 年 10 月 1 日の数)	
【目標値】(B) 地域生活移行	6 人 (30. 0%)	(A) のうち、平成 26 年度末までに 地域生活へ移行する人の目標数	
【参考実績値】 地域生活移行	1 人 (5. 0%)	(A) のうち、平成 25 年度末までに 地域生活へ移行した人の人数	

② 入院中の精神障害者の地域生活への移行

*数値目標は設定せず、東京都の目標値に応じて、必要と推測されるサービス量を提供しま した。

③ 福祉施設から一般就労への移行

項目	数值	考え方
現在の年間一般就労者数	0人	平成 17 年度において福祉施設を退所 し、一般就労した人の数
【目標値】年間一般就労者数	3人	平成 26 年度において施設を退所し、 一般就労すると見込まれる人の数
【参考実績値】年間一般就労者数	2人	平成 25 年度において施設を退所し、 一般就労した人の数

第3章 アンケート調査結果の概要

1 アンケート調査の概要

(1)調査の目的

瑞穂町における身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の現状を把握し、「第4期障害福祉計画」策定のための基礎資料を得ることを目的として実施しました。

(2)調査対象

身体障害者手帳、愛の手帳 (療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳所持者

(3)調査期間

平成26年8月下旬~9月下旬

(4)調査方法

郵送配付・郵送回収

(5)回収状況

	配付数	有効回収数 ※重複障がい含む	有効回収率	
身体障害者手帳所持者	1, 008	631	62. 6%	
愛の手帳所持者	252	147	58. 3%	
精神障害者保健福祉手帳所 持者	181	85	47. 0%	
合 計	1, 441	846	58. 7%	

^{*}重複障がい者が含まれるため、各種別ごとの有効回収数の合計は全体の有効回収票(846) を上回っている。

(6)注意事項

- 調査結果の比率は、その設問の回答者数を基数として、小数点以下第2位を 四捨五入して算出している。四捨五入の関係で100%にならない場合がある。
- 複数回答形式の場合、回答比率の合計は通常 100%を超える。
- 図表中の「n」(net)とは、その設問への回答者数を表す。小数点以下1位 まで示した数値は回答比率(%)である。
- 選択肢の語句が長い場合、本文や表・グラフ中では省略した表現を用いている。

*「標本誤差」について:

調査結果の比率から母集団(身体障害者手帳、愛の手帳〔療育手帳〕、精神障害者保健福祉 手帳所持者)の傾向を推測する際には、統計上の誤差(標本誤差)を考慮に入れる必要があ る。本調査における各回答比率での標本誤差は、下記の早見表のとおりとなる。例えば回答 者総数(631人)を100%とする比率で、ある質問の回答が50%のとき、町民のこの質問に対 する回答は、46.0%~54.0%の間にあると考えてよい。

回答比率	10%または	20%または	30%または	40%または	50%前後	
(P)	90%前後	80%前後	70%前後	60%前後		
基数(n)						
631人	±2.4%	±3.1%	±%	±3.9%	±4.0%	
500	±2.7%	±3.6%	±4.1%	±4.4%	$\pm 4.5\%$	
250	±3.8%	±5.1%	±5.8%	±6.2%	±6.3%	
147	$\pm 4.9\%$	±6.6%	$\pm 7.6\%$	±8.1%	±8.2%	
100	±6.0%	±8.0%	±9.2%	±9.8%	±10.0%	
85	±6.5%	±8.7%	±9.9%	±10.6%	±10.8%	
50	±8.5%	±11.3%	±13.0%	±13.9%	±14.1%	

各回答比率における標本誤差早見表

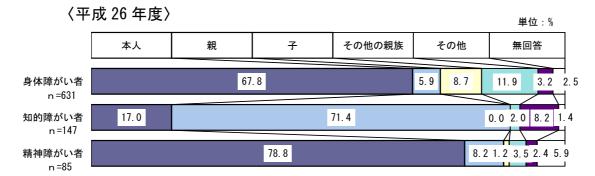
・標本誤差の算出式(ただし、信頼度を95%とする。)

$$b = \pm 2 \sqrt{\frac{N-n}{N-1} \times \frac{P (1-P)}{n}}$$

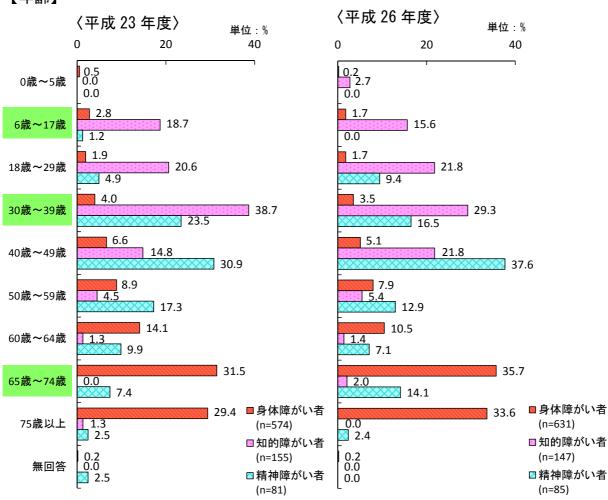
(b=標本誤差、N=母集団数、n=比率算出の基数 [サンプル数]、P=回答比率)

2 アンケート結果の要約

【アンケート記入者】



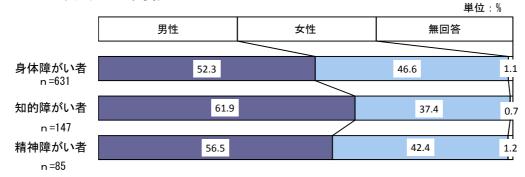
【年齢】



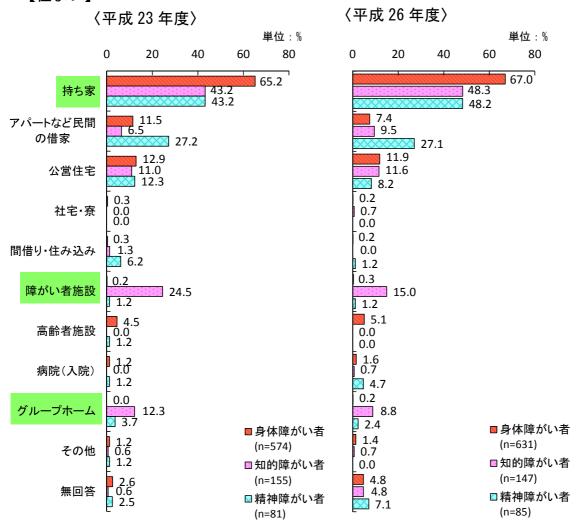
- ○平成26年度のアンケート記入者については、身体・精神障がい者で「本人」が最も多く、 知的障がい者では「親」が最も多くなっています。
- ○障がいのある人の年齢はいずれの障がいでも、平成23年度に比べ6~17歳と30~39歳が減少し、65~74歳で増加がみられます。知的、精神障がい者では40~49歳も増加しています。

【性別】

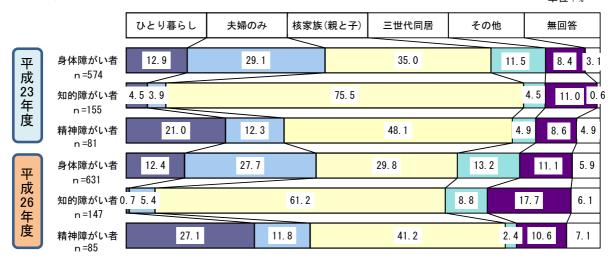
〈平成26年度〉



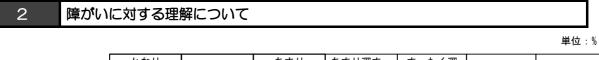
【住まい】

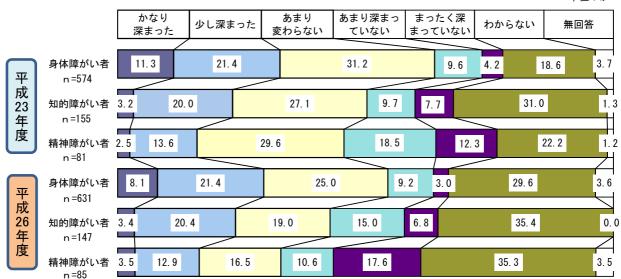


- ○平成26年度のアンケート回答者を性別でみると、男女の割合はいずれの障がいでも「男性」が「女性」を上回っています。とりわけ知的障がい者では6割強を占め、他の障がいと比べて男性がやや多くなっています。
- ○住まいについては、平成23年度から引き続きいずれの障がいでも「持ち家」が最も多く、回答割合がやや増加しています。引き続き、「障がい者施設」や「グループホーム」の回答割合では知的障がい者が、「高齢者施設」の回答では身体障がい者が最も多くなっていますが、前者が減少し、後者がやや増加しています。



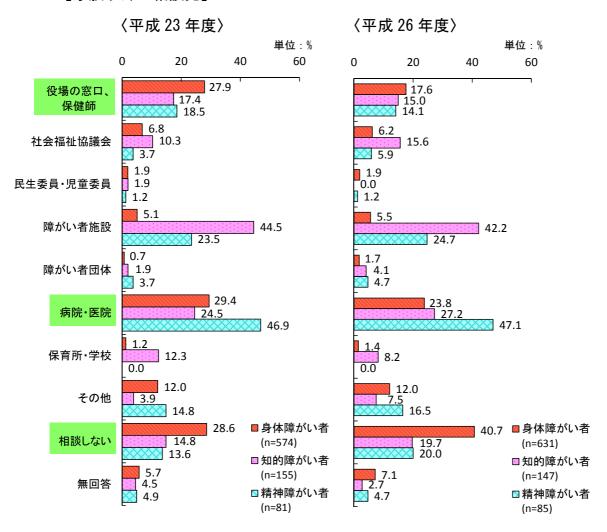
○平成26年度も引き続き、いずれの障がいでも「核家族(親と子)」が最も多くなっています。なかでも知的障がい者は26年度には、他の障がいと比べて20ポイント以上も多くなっていますが、回答割合では23年度に比べて14.3ポイント減少しています。





○平成23年度と比べ「かなり深まった」と回答した人は身体障がい者では3.2ポイント減少していますが、知的、精神障がい者では微増しています。一方で「まったく深まっていない」と回答した人は身体、知的障がい者では微減していますが、精神障がい者では5.3ポイント増加しています。

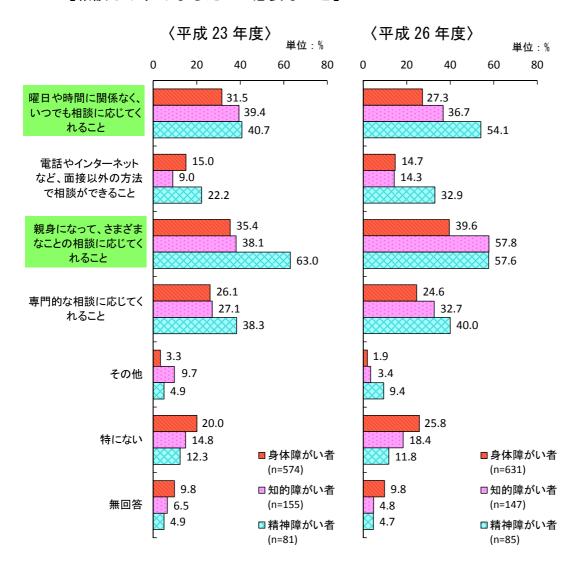
【家族以外の相談先】



○家族以外の相談先では、いずれの障がいも共通して割合が多いものは、平成23年度に引き続き「役場の窓口、保健師」、「病院・医院」となっていますが、役場の窓口や保健師を相談先としている人は減少しています。また知的、精神障がい者をみると、知的障がい者では「障がい者施設」が4割台前半で、精神障がい者では「病院・医院」が4割台後半で引き続き最も多くなっています。

一方、「相談しない」と回答した人は平成23年度に比べいずれの障がいでも増加しており、とりわけ身体障がい者では12.1ポイントも増加しています。

【相談しやすくなるために必要なこと】

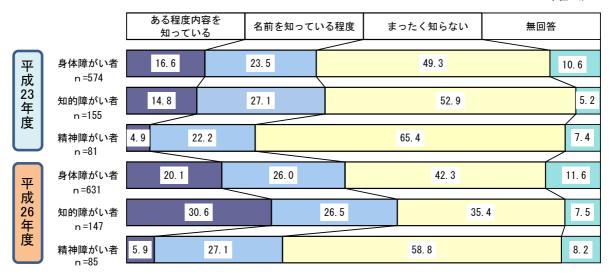


○相談しやすくなるために必要なこととしては、いずれの障がいも「親身になって、さまざまなことの相談に応じてくれること」が最も多くなっており、なかでも知的障がい者では平成23年度と比べ19.7ポイントと大幅に増加し5割台後半に達しています。また、次いで多いのは「曜日や時間に関係なく、いつでも相談に応じてくれること」であり、同年度と比べ身体、知的障がい者ではやや減少していますが、精神障がい者では13.4ポイントも増加しています。

【制度・事業の認知状況】

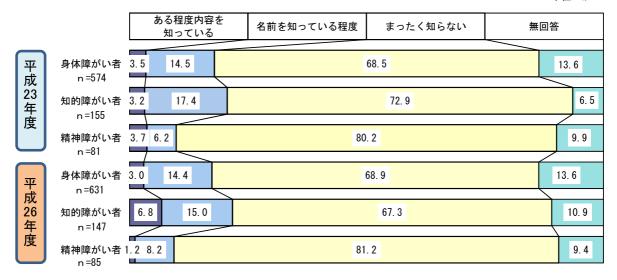
〈成年後見制度〉

単位:%



〈地域福祉権利擁護事業〉

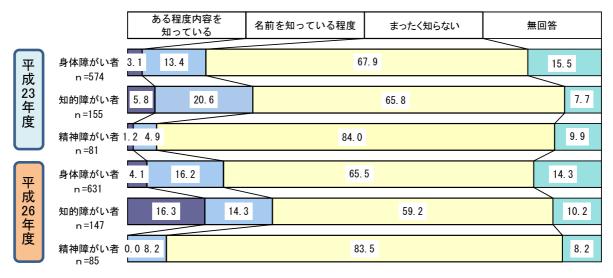
単位:%



- ○成年後見制度では、いずれの障がいでも平成23年度に比べ「ある程度内容を知っている」と回答した人が増加しています。なかでも知的障がい者では15.8ポイントと大幅に増加し、「ある程度内容を知っている」と「名前を知っている程度」とを合わせた割合は57.1%に達しており、認知が進んできていると言えます。
- ○地域福祉権利擁護事業では、平成23年度と同様、いずれの障がいでも「まったく知らない」が6割台後半から8割強を占め最も多くなっています。一方で「ある程度知っている」と回答した人の中では知的障がい者が最も多く、同年度より3.6ポイント増加しています。

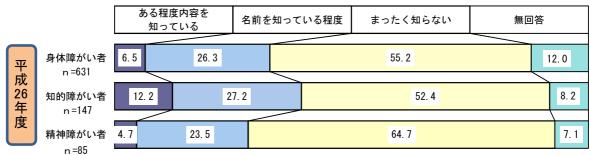
〈苦情解決制度〉

単位:%



〈障害者総合支援法〉

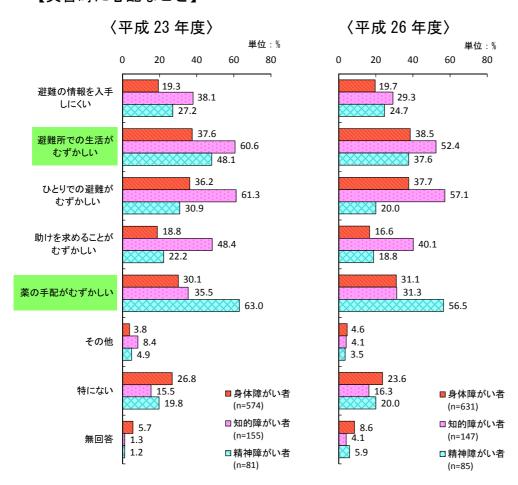
単位:%



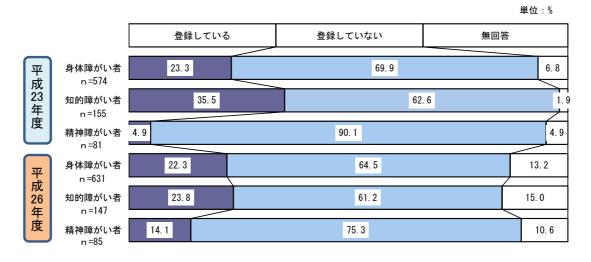
- ○苦情解決制度では、平成23年度と比較すると「ある程度内容を知っている」が身体、 知的障がい者で増加しており、知的障がい者については10.5ポイントも増加していま す。また、いずれの障がいでも「まったく知らない」の割合が減少しています。
- ○障害者総合支援法では、「ある程度内容を知っている」が知的障がい者で1割強に達していますが、身体、精神障がい者では1割未満となっています。しかし一方で「名前を知っている程度」と回答した人は、いずれの障がいでも2割以上に達しています。

4 障がいのある人の暮らす環境について

【災害時に心配なこと】

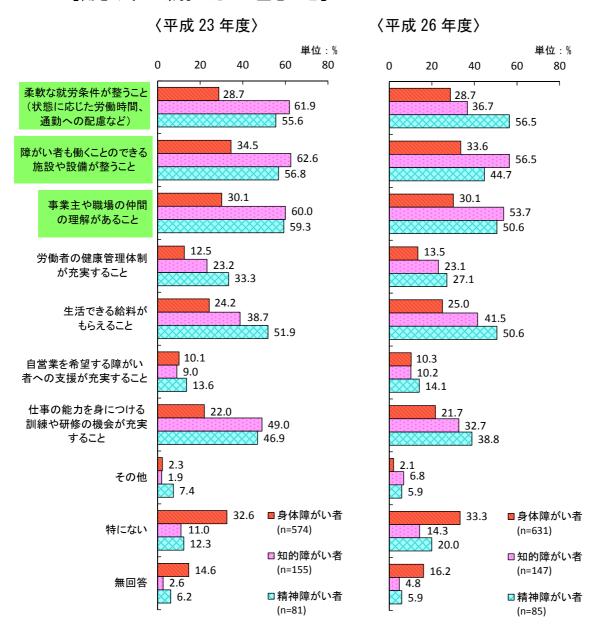


【災害時に支援を受けるための登録制度】



- ○災害時に心配なことでは、平成23年度に引き続き「避難所での生活がむずかしい」、「薬の手配がむずかしい」がいずれの障がいでも共通して3割を超え多くなっています。各選択肢別にみると後者で精神障がい者の回答割合が多いことを除いては、知的障がい者の回答割合がどの選択肢でも最も多くなっています。
- ○一方で、災害時に支援を受けるための登録制度に「登録していない」人は6~7割台に 上り、平成23年度に引き続き、「登録している」を上回っています。

【働きやすい環境のために望むこと】



○働きやすい環境のために望むことについては、いずれの障がいでも共通して上位の項目は平成23年度と同様に、「柔軟な就労条件が整うこと(状態に応じた労働時間、通勤への配慮など)」、「障がい者でも働くことのできる施設や設備が整うこと」、「事業主や職場の仲間の理解があること」となっています。また、知的、精神障がい者では「生活できる給料がもらえること」と回答している人も多く、平成23年度と比べ知的障がい者では2.8ポイント増加して4割強に達し、精神障がい者では微減したものの過半数を占めています。

3 アンケート結果からみた課題

以下に、アンケート結果からみた課題を整理します。

◆障がいへの理解の向上

地域やまわりの人に、障がいについてさらに理解してもらうことが重要となっています。

◆相談体制の充実

親身になってさまざまな相談に応じることができるよう、対応する人の育成を図る 必要があります。

◆サービス利用や各種制度・事業・地域活動に関する周知

障害者総合支援法に基づくサービスについての内容や利用要件、自己負担額等について、また制度や事業、地域活動について「知らない」とする人が多い結果となっており、周知徹底が求められます。

◆災害時対策の充実

災害時に支援を受けるための登録制度に登録していない人が前回調査に引き続き多くみられます。登録制度の周知をはじめ、災害時対策の充実が望まれます。

◆働く場の充実

障がいのある人の働く場の確保および柔軟な就労条件と職場での理解促進への要望 が多くなっており、これらの充実が望まれます。

「障害福祉計画」は、「障害者総合支援法」に基づく計画であり、障害福祉 サービス、相談支援および地域生活支援事業の目標値の設定や提供体制の確保 を主眼とする計画であるため、上記にあげられた課題については、計画を推進 していくなかで可能な限り解決に努めていきます。 一第3編 計画の基本的考え方一

第1章 基本理念

本計画は、『瑞穂町第2次地域保健福祉計画』(平成23~27年度)、『瑞穂町第3次地域保健福祉計画』(仮称・平成28年度~32年度【予定】)の期間内における特定サービスの事業計画となることから、『瑞穂町第2次地域保健福祉計画』の理念を継承し、個々の事業の目標達成に向けて取り組んでいきます。従って、『瑞穂町第2次地域保健福祉計画』の基本的な考え方に基づき、地域でさまざまな課題を有し、困難な状況に直面している人たちの存在をしっかりと認識し、同じ社会の構成員として包み込みささえあっていく(ソーシャル・インクルージョン)という考え方の実現と、瑞穂町らしい障がい福祉の充実を目ざし、町民との協働に基づき、事業の推進を図ります。

■基本的な考え方

- ◆協働と参画のまちづくり
- ◆健康で安心して生活できる福祉のまちづくり
- ◆選択できる福祉サービス基盤の整備
- ◆保健福祉情報の一元化の推進
- ◆自立生活の基盤づくりへの支援
- ◆新しいつながりの構築
- ◆福祉文化の創造

■基本理念

ふれあい・ささえあい・やさしさのあるまち みずほ すべての人を包み込む福祉社会を目ざして 地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等により障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成25年4月1日、「障害者自立支援法」は「障害者総合支援法」に改正されました。

「障害者総合支援法」では、「障害者」の定義に難病等が追加され、難病患者等で、疾状の変動などにより身体障害者手帳の取得はできないものの、一定の障害がある方々が障害福祉サービス等の対象となりました。また、同法は、必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す区分として、従来の「障害程度区分」に代わる「障害支援区分」を新たに設定するとともに、障害のある人の高齢化・重度化への対応と住み慣れた地域における住まいの場の確保の観点から、「共同生活介護(ケアホーム)」の「共同生活援助(グループホーム)」への一元化や、「重度訪問介護」、「地域移行支援」の対象者の拡大などの実施が盛り込まれた内容となっています。

本町では、「障害者総合支援法」の考え方を踏まえて、本計画における基本目標を次のように設定します。

基本目標1 障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

「共生社会」を実現するため、障がいのある人等の自己決定を尊重し、その 意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人等が、障害福祉サービス その他の支援を受けつつ自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、 障害福祉サービス・相談支援、町の「地域生活支援事業」の提供体制の整備を 進めます。

基本目標2 利用者本位のサービス体系の構築

障害福祉サービスの対象となる「障がいのある人等」の範囲を、「身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病患者等であって18歳以上の人」と 「障がい児」として、サービスの充実を図ります。

また、発達障がい者と高次脳機能障がい者については、従来から「精神障害者」に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっており、引き続きその旨の周知を図るとともに、難病患者等についても、引き続き法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図っていきます。

基本目標3 課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人等の自立支援の観点から、福祉施設への入所・病院への入院から地域生活への移行、地域生活継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供の体制を整え、障がいのある人等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

第3章 計画における視点

本計画で対象となるサービスの提供基盤の整備にあたっては、以下の点に配慮して目標設定を行い、目標達成に向けて計画的に取り組んでいきます。

1 必要な訪問系サービスの保障

「障害者総合支援法」により実施された「共同生活介護(ケアホーム)」の「共同生活援助(グループホーム)」への一元化や「重度訪問介護」、「地域移行支援」の対象者の拡大を踏まえた新たなサービスの枠組みの中で、新たに利用が見込まれる対象者も含め、訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援)を必要とする障がいのある人へ必要なサービスが提供されるように目標設定を行い、目標達成に向けて取り組んでいきます。

特に精神障がい者に対する訪問系サービスの充実等、障がい種別間格差、地域格差の是正に留意してサービス提供基盤の整備を行います。

2 障がいのある人が希望する日中活動系サービスの保障

小規模作業所を利用している障がいのある人の法定サービスへの移行を推進するとともに、今後のサービスの枠組みの中で、新たに利用が見込まれる対象者も含め、日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス)の利用を希望する障がいのある人に必要なサービスが提供されるように目標設定を行い、目標達成に向けて取り組んでいきます。

3 施設入所・入院から地域生活への移行の推進

地域における居住の場としてグループホームの整備支援を図ることで、地域 生活への移行が促進される環境を整えるとともに、「自立訓練」、「地域移行 支援」等のサービスの推進により、施設入所・入院から地域生活への移行が円 滑に行われるように目標設定を行い、目標達成に向けて取り組んでいきます。

また、国による今期計画の「基本指針」では、こうした地域生活支援の機能をさらに強化するため、それらの機能を集約するものとして、各地域内に「地域生活支援拠点等」の整備を進めるよう促しており、町もこれについて検討を進めていきます。

4 福祉施設から一般就労への移行の推進

就労移行支援事業等の推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行が円滑に行われるように目標設定を行い、目標達成に向けて取り組んでいきます。また、福祉施設における職員としての雇用の拡大にも取り組みます。

5 適切なサービス利用を支える相談体制の構築

障がいのある人が地域において自らの選択に基づいて自立した生活を営むためには、サービスの提供基盤を整備することとともに、適切なサービス利用を支える相談体制の整備が必要と考えられるため、従来の相談機能の強化に取り組んでいきます。

また、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野から成る「自立支援協議会」の設置を継続し、充実させていきます。

一第4編 平成29年度の将来像一

第1章 障がい者数の推計

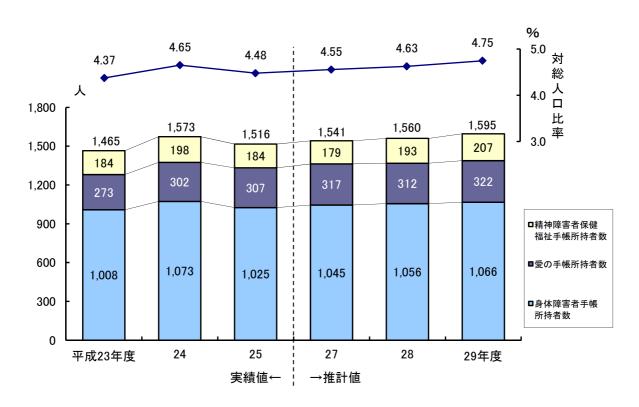
近年、町の人口(住民基本台帳)は増加傾向にあり、障がいのある人(手帳所持者)の数は、増減を経て大きくみると横ばいとなっています。一方、町の推計人口では、平成27年度以降は人口の減少が見込まれているものの、障がいのある人の合計数は増加することが予想されます。

障がい者 (手帳所持者) 数の実績と見込み

単位:人

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人口	33, 501	33, 814	33, 864	33, 840	33, 726	33, 611
身体障害者手帳 所持者数	1, 008	1, 073	1, 025	1, 045	1, 056	1, 066
愛の手帳 所持者数	273	302	307	317	312	322
精神障害者保健 福祉手帳所持者数	184	198	184	179	193	207
合 計	1, 465	1, 573	1, 516	1, 541	1, 561	1, 595
対総人口比率 (単位:%)	4. 37	4. 65	4. 48	4. 55	4. 63	4. 75

※平成23~25年度は実績値を、27年度以降は推計人数をそれぞれ示しています。



第2章 計画の成果目標

市町村障害福祉計画では、国の「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下、「基本指針」という。)に基づき、障害のある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、「福祉施設入所者の地域生活への移行」、「地域生活支援拠点等の整備」、「福祉施設から一般就労への移行」について数値目標(「成果目標」)を設定することが求められています。

町では、これらの内容に留意しつつ、町の特性や基盤整備の状況を踏まえて、第1期計画の中に「3つの数値目標」を設定しました。本計画においては、第3期計画に引き続きそれらの数値目標を大枠で継承し、計画終了年度(平成29年度)における実現を目ざすこととします。

1 「福祉施設入所者の地域生活への移行」の目標

◆国の考え方(要旨)

福祉施設入所者の地域生活への移行を進める観点から、平成25年度末時点に おいて、福祉施設に入所している障害のある人のうち、今後、自立訓練事業等を 利用し、グループホーム、一般住宅(家庭復帰を含む)等に移行する人の数を見 込み、その上で、平成29年度末における地域生活に移行する人の数値目標を設 定します。

数値目標の設定に当たっては、平成26年3月31日時点の施設入所者数の 12%以上 が地域生活へ移行することとするとともに、これにあわせて平成 29年度末の施設入所者数を平成26年3月31日時点の施設入所者数から 4%以上削減することを基本としつつ、これまでの実績及び地域の実情を踏ま えて設定することが望ましい。

◆町の考え方と数値目標

平成26年3月31日時点での施設入所者数は19人であり、本町では、平成29年度末までにそのうちの3人が地域生活に移行することを目ざします。

また、本町の状況等を考慮して平成29年度末の施設入所者数は25年度末よりも増加する見込みとなっているものの、削減に向けた取り組みは継続していきます。

項目	数值	考え方
平成 25 年度末の施設入所者数(A)	19 人	平成 26 年 3 月 31 日時点の人数
【目標値】地域生活移行者数(B)	3 人 (15. 8%)	平成 26 年 3 月 31 日時点の施設入所者の 12% にあたる人数を基準に算出。平成 29 年度末ま でに、施設入所からグループホーム等へ地域 移行する予定の人数。
【前期計画の未達成見込み数】地域生活移行(C)	5人	平成 26 年度末までの目標未達成見込み人数
新たな施設入所支援利用者(D)	5人	平成 29 年度末までに新たに施設入所支援が 必要な利用人員見込み
平成 29 年度末の入所者数 (E)	16 人	平成 29 年度末の利用人員見込み (A - {B+C} +D)
【目標値】入所者削減見込み(F)	3 人 (15. 8%)	差し引き減少見込み数(A-E) 平成 26 年 3 月 31 日時点の施設入所者数から 4%以上減にあたる基準を満たす人数。

2 「入院中の精神障がい者の地域生活への移行」の目標

◆国の考え方(要旨)

第4期計画では、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」に示された、「入院医療中心の精神医療から精神障害者の地域生活を支えるための精神医療への改革の実現を目指す」という方針を踏まえ、入院後3か月時点の退院率および入院後1年時点の退院率ならびに長期(1年以上)在院者数に関する目標値を設定します。

数値目標の設定にあたっては、入院3か月時点の退院率については、平成29年度における目標を68%以上とし、入院後1年時点の退院率については29年度における目標を91%以上とすることを基本とします。また、長期在院者数については、平成29年6月末時点の長期在院者数を、同24年6月30日時点の長期在院者数から18%以上削減することを基本とします。

◆町の考え方

町としての数値目標は設定しませんが、国の目標値に応じて、必要と推測されるサービス量を見込みます。

3 「地域生活支援拠点等の整備」の目標

◆国の考え方(要旨)

地域生活支援拠点等(地域生活支援拠点または面的な体制)について、平成29年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つ整備することを基本とします。

◆町の考え方

本町では、国の目標値に応じて、近隣市町村との情報の共有をはじめとした連携を図り、29年度末までには「地域生活支援拠点等」を1か所整備することを目ざします。

項目	数值	考え方
【目標値】拠点数	1 か所	平成 29 年度末までに各市町村または各圏 域において整備される予定の拠点の数

4 「福祉施設から一般就労への移行」の目標

◆国の考え方(要旨)

平成29年度において、障害者の福祉施設利用者のうち、「就労移行支援」事業等を通じて同年度中に一般就労に移行する人の数を、平成24年度実績の 2倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することとしています。

また、就労移行支援事業の利用者については、平成29年度末時点で、同25年度末における利用者数の<u>6割以上</u>の増加があること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が<u>3割以上</u>の事業所を全体の5割以上とすることを目ざします。

◆町の考え方と数値目標

平成24年度の実績では、一般就労への移行者は1人でしたが、本町では、同29年度に福祉施設から一般就労へ移行する人の数を2人とすることを目ざします。

項目	数值	考え方
平成 24 年度の年間一般就労移行者数	1人	平成 24 年度において一般就労した人の数
【目標値】 平成 29 年度の年間一般就労移行者数	2 人	平成 29 年度において就労移行支援事業等 を通じて一般就労する予定の人数

平成25年度の実績では、就労移行支援事業利用者は6人でしたが、町では、 就労移行支援事業の29年度末の利用者数を10人とすることを目ざすととも に、29年度末時点で就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数が全体の 50%とすることを目ざします。

項目	数值	考え方
【目標値】 就労移行支援事業の平成 29 年度末 利用者数	10 人	平成 25 年度末において就労移行支援事業 を利用していた人数6人より66.7%増加
【目標値】 就労移行率が3割以上の就労移行支援 事業所の割合	50%	平成 29 年度末時点で就労移行率3割以上 の就労移行支援事業所の割合

一第5編 基本計画一

[基本計画 体系図]

居宅介護 (ホームヘルプ) 計画相談支援 訪問系サービス 相談支援 重度訪問介護 地域相談支援 地域移行支援 同行援護 地域定着支援 行動援護 重度障害者等包括支援 指定障害福祉サービス 生活介護 日中活動系サービス 自立訓練(機能訓練·生活訓練) 日 児童発達支援 中 就労移行支援 活 医療型児童発達支援 動 就労継続支援(A型・B型) (児童福祉法) 系 サ 療養介護 放課後等デイサービス 短期入所 (ショートステイ) ビ 保育所等訪問支援 ス 居住系サービス 共同生活援助 (グループホーム) 談支 障害児相談支援 援 施設入所支援

必須事業	Ė
------	---

理解促進研修·啓発事業

自発的活動支援事業

相談支援事業

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度法人後見支援事業

意思疎通支援事業

地域生活支援事業

日常生活用具給付等事業

手話奉仕員養成研修事業

移動支援事業

地域活動支援センター機能強化事業

任意事業

知的障害者職親委託制度

日中一時支援事業

社会参加促進事業 (自動車運転免許取得·自動車改造助成)

訪問入浴サービス事業

更生訓練費給付事業

障害児等タイムケア事業

第1章 指定障害福祉サービス・相談支援と障がい児支援

1 サービス見込量の考え方

必要なサービス提供量については、以下の考え方に基づいて見込みました。

	サービス種別	サービス見込量試算の考え方
訪問系	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	これまでのサービス利用者数を基礎として、利用者数の伸びや退院可能な精神障がい者の新たな見込数に、重度視覚障がい者の同行援護の見込数を加え、障がいのある人のニーズ等を踏まえて算出しました。
	生活介護	現在の法定施設の利用者のうち、障害支援区分に該当する人の見込数を基礎として、現在の利用者のニーズ、近年の利用者数の伸び等を踏まえるとともに、新たに生活介護サービスの対象者と見込まれる人の数を勘案してサービス見込量を算出しました。
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	現在の利用者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行目標、平均的なサ ービス利用期間等を勘案してサービス見込量を算出しました。
日中活動系	就労移行支援	推計に際しては、以下の①~③を合算した数に、平均的なサービス利用期間を勘案してサービス見込量を算出しました。 ①福祉施設利用者の一般就労への移行目標が達成できるよう、利用者のニーズ等を勘案して見込んだ数 ②特別支援学校卒業予定者等、新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる人の数 ③退院可能な精神障がい者のうち、退院時のニーズ等を勘案して就労移行支援事業の対象者と見込まれる人の数
	就労継続支援(A型)	就労継続支援(A型)の対象者として適切であると見込まれる数を勘案してサービス見込量を算出しました。
	就労継続支援(B型)	就労継続支援の対象者として見込まれる数からA型の見込数を除いた数を勘案 してサービス見込量を算出しました。
	療養介護	現在の重度心身障害児施設、進行性筋萎縮症者療養等給付事業の対象者を基礎と して、近年の利用者の伸び等を勘案してサービス見込量を算出しました。
	短期入所	現在の短期入所の利用者数を基礎として、近年の利用者数の伸び、新たにサービス利用が見込まれる人のニーズ等を踏まえてサービス見込量を算出しました。
居住系	共同生活援助	施設入所からグループホームへの移行者について、施設入所者の地域生活への移行目標が達成されるよう、現在の利用者数を基礎として、近年の利用者数の伸び、退院可能な精神障がい者を含め、新たにサービス利用が見込まれる人の数を勘案してサービス見込量を算出しました。
糸	施設入所支援	現在の施設入所者を基礎として、施設入所者の地域生活への移行目標数を除いた上で、グループホーム等での対応が困難な人の利用といったサービス利用の必要性が高いと判断される人の数を勘案してサービス見込量を算出しました。
相談支	援	障害福祉サービスの利用が見込まれる人のうち、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障がい者等、「サービス等利用計画」を作成して計画的なプログラムに基づく支援が必要と認められる人の数と計画の見直しをする人の数を勘案してサービス見込量を算出しました。
障 が い	日中活動系	これまでのサービス利用者数を基礎として、現在の利用者のニーズを踏まえるとともに新たにサービス利用が見込まれる人の数を勘案して見込み量を算出しました。
児 支 援	相談支援	障害児通所支援の利用が見込まれ「障害児支援利用計画」を作成する障がい児の 数と計画の見直しをする人の数を勘案し、見込み量を算出しました。

2 サービス見込量一覧

(1)訪問系サービス

	_	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障害者等包括支援	延べ時間数/月	2, 120	2, 250	2, 350

(2)日中活動系サービス

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護		実利用者数/月	49	50	50
스 수 au da	機能訓練	実利用者数/月	1	1	1
自立訓練	生活訓練	実利用者数/月	5	5	5
就労移行支援		実利用者数/月	10	10	10
	A型	実利用者数/月	1	1	1
就労継続支援	B型	実利用者数/月	90	93	95
療養介護		実利用者数/月	3	3	3
短期入所(ショート 【福祉型】	ステイ)	延べ人日/月	170	170	170
短期入所(ショート 【医療型】	ステイ)	延べ人日/月	100	100	100

(3)居住系サービス

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同	生活援助	実利用者数/月	32	32	32
	うち知的障がい者	実利用者数/月	27	27	27
	うち精神障がい者	実利用者数/月	5	5	5
施設	入所支援	実利用者数/月	20	18	16

(4)相談支援(サービス利用計画等の作成)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
計画	相談支援	実利用者数/月	11	12	12
地域	相談支援	実利用者数/月	5	6	7
	地域移行支援	実利用者数/月	2	2	3
	地域定着支援	実利用者数/月	3	4	4

(5)障がい児支援(児童福祉法に規定)

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
「障	害児通所支援」分(日中活動系)	実利用者数/月	16	19	21
	児童発達支援	実利用者数/月	2	3	3
	医療型児童発達支援	実利用者数/月	1	1	1
	放課後等デイサービス	実利用者数/月	12	14	16
	保育所等訪問支援	実利用者数/月	1	1	1
「相	談支援」分(相談支援)	実利用者数/月	1	1	1
	障害児相談支援	実利用者数/月	1	1	1

3 訪問系サービス

【サービス内容】

①居宅介護

自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、 食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

③同行援護

重度視覚障がい者(児)の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や 援護を行います。

4 行動援護

知的、精神障がい者で自己判断能力が制限されている人が行動するとき に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

⑤重度障害者等包括支援

介護の必要性が極めて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【事業量見込】

平成29年度の事業量は、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、 重度障害者等包括支援の合計で月間延2,350時間分と計画します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ時間数/月	2, 120	2, 250	2, 350

【訪問系サービスにおける見込量確保のための方策】

「第3期計画」に引き続き障がいの特性を理解したヘルパーの確保・養成に 努め、サービスの充実を図っていきます。

また、「重度訪問介護」や「重度障害者等包括支援」については、サービス 内容や対象者等について十分な情報を提供するとともに、実施事業者の確保に 努めます。

4 日中活動系サービス

(1)生活介護

【サービス内容】

常にサービスを必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

【利用者像】

- ・障害支援区分3以上(施設入所者は区分4以上)
- ・年齢が50 歳以上の場合は、障害支援区分2以上(施設入所の場合は区分3以上)

【事業量見込】

平成29年度の事業量は、月間実利用者人数を50人と計画します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数/月	49	50	50

(2) 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

【サービス内容】

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または 生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【利用者像】

機能訓練…地域生活を営む上で、身体機能、生活能力の維持、向上などを図るための理学療法や作業療法などの身体的リハビリテーション支援が必要な身体障がい者など

生活訓練…地域生活を営む上で、生活能力の維持、向上等を図るための支援、 併せて日常生活上の相談支援事業者や就労支援センターなど、関 係サービス機関との連絡調整が必要な知的、精神障がい者など

【事業量見込】

平成29年度の事業量は、「機能訓練」月間実利用者人数を1人、「生活訓練」月間実利用者人数を5人と計画します。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
機能訓練	実利用者数/月	1	1	1
生活訓練	実利用者数/月	5	5	5

(3) 就労移行支援

【サービス内容】

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【利用者像】

一般就労を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探しなどを通じて適性に 合った職場への就労が見込まれる65歳未満の人

【事業量見込】

平成29年度の事業量は、月間実利用者数を10人と計画します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数/月	10	10	10

【見込量確保のための方策】

平成23年12月より開所した「就労支援センター」の一層の周知と活用促進を図り、見込み量を確保していきます。

(4) 就労継続支援(A型・B型)

【サービス内容】

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

「A型(雇用型)」は、事業所内において雇用契約に基づき就労機会が提供されます。就労に必要な知識・能力が高まった人には、一般就労に向けた支援が提供されます。

「B型(非雇用型)」は、雇用関係を結ばず就労の機会や生産活動の機会が 提供されます。必要な知識・能力が高まった場合には、就労に向けた支援が提 供されます。

【利用者像】

- A型…就労機会の提供を通じて生産活動に関する知識及び能力の向上を図る ことにより雇用契約に基づく就労が可能な人で、利用開始時に 65 歳未 満の人
- B型…就労移行支援事業を利用したものの企業などによる雇用に結びつかなかった人や一定の年齢に達している人で、就労の機会等を通じて生産活動に関する知識及び能力の向上や維持が期待される人

【事業量見込】

平成29年度の事業量は、「A型」の月間実利用者人数を1人、「B型」の月間実利用者人数を95人と計画します。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労継続支援(A型)	実利用者数/月	1	1	1
就労継続支援(B型)	実利用者数/月	90	93	95

(5)療養介護

【サービス内容】

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。

【利用者像】

医療及び常時介護を必要とする障がいのある人のうち、長期の入院による医療的ケアを要する人で、ALS患者など気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6、あるいは筋ジストロフィー患者・重症心身障がい者で障害支援区分5以上の人

【事業量見込】

平成26年度までの利用実績はゼロですが、平成29年度の事業量は、月間 実利用者人数を2人と計画します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数/月	2	2	2

(6)短期入所(ショートステイ)【福祉型/医療型】

【サービス内容】

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、 排泄、食事の介護等を行います。

【利用者像】

在宅者で、介護者の疾病等を理由として自宅外での介護が短期的に必要となる障がい者(児)

【事業量見込】

平成29年度の事業量は、「福祉型」を月間延べ170人日、「医療型」を 月間延べ100人日と計画します。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
短期入所(ショートステイ) 【福祉型】	延べ人日/月	170	170	170
短期入所 (ショートステイ) 【医療型】	延べ人日/月	100	100	100

【日中活動系サービスにおける見込量確保のための方策】

地域での生活を進めていくうえでは、「日中活動の場」が重要となることから、サービス利用希望者を把握するとともに、利用希望者に事業者情報を提供していきます。

就労移行支援事業や就労継続支援事業に関しては、地域の関係機関等と連携 しながら雇用促進に努めるとともに、自立した生活を支えることができるよう、 工賃の確保にも留意していきます。

また、短期入所に関しては、今後も身近な地域で利用できるよう、サービス 提供体制の整備に努めていきます。

5 居住系サービス

(1)共同生活援助

【サービス内容】

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、日常生活上の援助を行います。

【利用者像】

- ○就労している人、または就労継続支援等の日中活動系サービス を利用している知的障がい者、精神障がい者であって、地域に おいて自立した日常生活を営む上で相談などの日常生活上の 援助を必要とする人
- ○生活介護や就労継続支援等の日中活動系サービスを利用している知的障がい者、精神障がい者であって、地域において自立した日常生活を営む上で食事や入浴等の介護、日常生活上の支援を必要とする人

【事業量見込】

平成29年度の事業量は、知的障がい者、精神障がい者合わせて月間実利用 人数を32人と計画します。

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助 実利用者数/月		実利用者数/月	32	32	32
	うち知的障がい者	実利用者数/月	27	27	27
	うち精神障がい者	実利用者数/月	5	5	5

(2)施設入所支援

【サービス内容】

施設に入所している人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護などを行います。

【利用者像】

施設に入所する障がいのある人で、①障害支援区分4以上(50歳以上の場合は区分3以上)の生活介護利用者、②自立訓練または就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況などにより通所することが困難な人

【事業量見込】

平成29年度の事業量は、月間実利用者数を20人と計画します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
実利用者数/月	20	18	16	

【居住系サービスにおける見込量確保のための方策】

共同生活援助 (グループホーム) については、今後も整備が必要となるため、 地域の理解を深めながら整備していくとともに、空き家等の活用も検討し、「生 活の場」の確保に努めていきます。

また、施設入所支援については、認定審査会を通じて決定する障害支援区分に基づき、必要な人が利用できるよう努めていきます。

6 相談支援(サービス利用計画等の作成)

【サービス内容】

計画相談支援:障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する障がいのあ

る人のサービス利用計画を作成し、支援を行います。

地域移行支援:障害者支援施設入所者や病院に入院している精神障がい者を

対象に、地域生活に移行するための相談や支援を行います。

地域定着支援:施設や病院から地域移行した人、単身や家族の状況等により

支援が必要な人を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時

の対応を行います。

【事業量見込】

平成29年度の事業量は、以下のように計画します。

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援 実利用者数/月		11	12	12	
地域相談支援 実利用者数/月		5	6	7	
	地域移行支援	実利用者数/月	2	2	3
	地域定着支援	実利用者数/月	3	4	4

【相談支援における見込量確保のための方策】

「サービス利用計画の作成」は、原則全ての障害福祉サービス利用者に拡大され、計画の作成を行う「指定特定相談支援事業者」の指定を市町村が行うことになります。町内の障害福祉サービス事業者を中心に、事業者指定への働きかけを行うとともに、「自立支援協議会(68、69ページ参照)」などを活用して、事業者間の連携を促進する中で、サービス利用計画の量的・質的確保を図ります。

7 障がい児支援

【サービス内容】

〈「障害児通所支援」-日中活動系サービス〉

児童発達支援:就学前の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集

団生活への適応訓練などの支援を行います。

医療型児童発達支援: 肢体不自由がある児童に、医療的管理のもと理学療法などの

機能訓練や支援を行います。

放課後等デイサービス

: 授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のため

の訓練や社会との交流の促進などの支援を行います。

保育所等訪問支援:保育所等を訪問して、障害のある児童に、障害のない児童と

の集団生活への適応のための支援を行います。

〈「相談支援」一相談支援〉

相 談 支 援:障がい児通所サービスの利用を希望する人に、その環境やサ

ービス利用に関する意向を反映した「障害児支援利用計画」

を作成します。

【制度改正による見直し】

障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により、平成23年度までは障害者自立支援法に位置づけられていた「児童デイサービス」が、24年度から、児童福祉法に基づく「障害児通所支援」として、「児童発達支援」または「放課後等デイサービス」として実施されることとなりました。

障害者自立支援法の位置付けではなくなり、必須事項ではなくなったため、第3期計画の項目としての見込は行いませんでしたが、再度の法改正により障がい児支援の提供体制の確保等について「障害福祉計画」に記載していくものとされたため、本計画では再び見込むこととします。

【事業量見込】

平成29年度の事業量は、以下のように計画します。

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
「障害児通所支援」分(日中活動系) 実利用者数/月		16	19	21	
	児童発達支援	実利用者数/月	2	3	3
	医療型児童発達支援	実利用者数/月	1	1	1
	放課後等デイサービス	実利用者数/月	12	14	16
	保育所等訪問支援	実利用者数/月	1	1	1
「相談支援」分(相談支援)		実利用者数/月	1	1	1
	障害児相談支援	実利用者数/月	1	1	1

第2章 地域生活支援事業

1 サービス見込量の考え方

必要なサービス提供量については、以下の考え方に基づいて見込みました。

サービス種別	サービス見込量試算の考え方			
地域生活支援事業	これまでのサービス利用者数を基礎として、利用者の伸びやニーズ等を勘案して サービス見込量を算出しました。			



2 サービス見込量一覧

必須事業			平成 2	7 年度	平成 2	8 年度	平成 2	9 年度
理解促進研修・啓発事業				有	有		有	
自発的活動]支援事業			無	無			有
	障害者相談支援事業			3 か所	3か所		3 か所	
相談支援 事業	基幹相談支援センター			無	無		有	
	居宅入居等支援事業			有		有		有
成年後見	制度利用支援事業	実利用者数/月		1		1		1
成年後見	制度法人後見支援事業			無		無	有	
意思疎通	意思疎通支援事業 要經 派通			2	2		2	
	介護・訓練支援用具	委託件数/件	8 8		8			
	自立生活支援用具	委託件数/件	9		9		9	
日常生活 用具給付	在宅療養等支援用具	委託件数/件	5		5		5	
事業	情報・意思疎通支援用具	委託件数/件	6		6		6	
	排泄管理支援用具	委託件数/件	650		670		690	
	住宅改修費	委託件数/件	3		3		3	
		養成講習実修了 見込み者数		2		2		2
移動支援事業		実利用者数/月		80		84		88
地域活動支援センター(Ⅱ型)事業		実施箇所数	3 か所	1 か所	3 か所	1 か所	3 か所	1 か所
		実利用者数/月	46	4	47	5	48	6

注:地域活動支援センター(Ⅱ型)事業表中の左側は瑞穂町内分、右側は他市町村分

任意事業			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
知的障害者職親委託制度 委託		委託件数/件	0	0	0
日中一時支援事業		実利用者数/月	14	16	18
社会参加	自動車運転免許取得	実利用者数/月	1	1	1
促進事業	自動車改造助成	実利用者数/月	2	2	2
訪問入浴サービス事業		実利用者数/月	7	7	7
更生訓練費給付事業		実利用者数/月	2	2	2
障害児等タイムケア事業		実利用者数/月	33	34	35

3 地域生活支援事業の推進

必須事業

(1)理解促進研修・啓発事業

【サービス内容】

地域住民を対象にして、障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発 を行います。

【事業量見込】

平成29年度までの事業の有無は、以下のように計画します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
理解促進研修・啓発事業	有	有	有

【見込量確保のための方策】

障がい別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障がいのある人に関するマークの紹介等、障がいのある人および町民への普及・啓発を目的とした広報活動の実施に努めます。

(2)自発的活動支援事業

【サービス内容】

障がいのある人等が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、障がいのある人等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。

【事業量見込】

平成29年度までの事業の有無は、以下のように計画します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自発的活動支援事業	無	無	有

【見込量確保のための方策】

地域のニーズを検証し、近隣の市町村の状況を踏まえて事業実施の方法を検討します。

(3)相談支援事業

【サービス内容】

相談支援事業は、障がいのある人およびその家族からの相談に応じ、必要な情報等の便宜を図ることや、権利の擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことを目的とする事業です。障がいのある人に、日常生活の困りごとや福祉サービスの利用援助、就労についての相談支援などを行います。

また、「基幹相談支援センター」は、地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務(身体障がい・知的障がい・精神障がい)及び成年後見制度利用支援事業を実施します。

【事業量見込】

平成29年度までの事業量は、以下のように計画します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害者相談支援事業	3 か所	3 か所	3 か所
基幹相談支援センター設置	無	無	有
住宅入居等支援事業	有	有	有

【見込量確保のための方策】

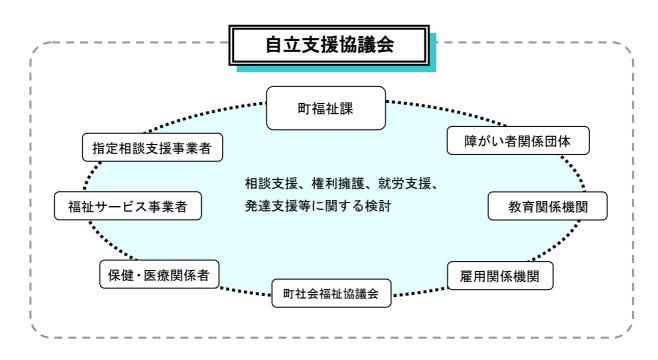
町と指定相談支援事業所において、迅速・的確な相談対応ができる体制 づくりに努めます。

自立支援協議会

障がいのある人の生活支援ニーズと実際のサービスを適切に結びつけるには、相談支援などを通じた効果的なケアマネジメントの推進が欠かせません。そのためには、町、指定相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野などの関係者が「支援ネットワーク」を構築していくことが重要です。

本町では、障がい者自立支援サービスに関するこうした支援ネットワーク構築の中核的役割を果たす機関として「自立支援協議会」の設置を継続し、随時、必要なケース検討や連絡・調整を行っていきます。

自立支援協議会の構成イメージ



(4)成年後見制度利用支援事業

【サービス内容】

「成年後見制度」を利用することが有用であると認められる障がいのある人で、制度の利用に要する費用について補助を受けなければ利用が困難であると認められる人に、費用の一部を助成します。

【事業量見込】

平成29年度の事業量は、月間実利用見込み者数を1件と計画します。

単位:件

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数/月	1	1	1

【見込量確保のための方策】

町福祉課において事業を推進します。

※成年後見制度

知的障がい・精神障がいなどの理由により判断能力が十分でない人が財産の管理等において不利益を被らないように保護し支援する制度です。

(5)成年後見制度法人後見支援事業

【サービス内容】

成年後見制度における後見業務を適正に行うことができる法人を育成するために研修等を実施します。

【事業量見込】

平成29年度までの事業の有無は、以下のように計画します。

単位:件

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度法人後見 支援事業	無	無	有

【見込量確保のための方策】

町社会福祉協議会など、後見人等の業務を適正に担える法人の育成について 検討し、実施していきます。

(6) 意思疎通支援事業

【サービス内容】

意思疎通支援事業は、「聴覚、言語・音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人」に、「手話奉仕員、要約筆記者等を派遣するサービス」です。手話通訳を設置する事業も当該事業に含みます。なお、手話奉仕員・要約筆記者は養成講座修了者などのボランティアですが、手話については、国家資格として「手話通訳士」が、都の認定資格として「手話通訳者」があり、言葉の使い分けがされています。

【事業量見込】

平成29年度の事業量は、手話通訳者・要約筆記者派遣事業を2件と計画します。

単位:件

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者·要約筆記者 派遣事業/件	2	2	2

【見込量確保のための方策】

需要動向をみながら、障がいのある人一人ひとりの状況に応じたサービスの 提供に努めます。

(7)日常生活用具給付事業

【サービス内容】

重度の身体・知的・精神障がい者の在宅生活を支援するため、日常生活用具 を給付するとともに、住宅改修費を助成します。

【事業量見込】

平成29年度までの事業量は、以下のように計画します。

単位:件

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護・訓練支援用具	8	8	8
自立生活支援用具	9	9	9
在宅療養等支援用具	5	5	5
情報•意思疎通支援用具	6	6	6
排泄管理支援用具	650	670	690
住宅改修費	3	3	3

【見込量確保のための方策】

需要動向をみながら、障がいのある人一人ひとりの状況に応じたサービスの 提供に努めます。

(8)手話奉仕員養成研修事業

【サービス内容】

日常会話を行うために必要な手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修を行います。

【事業量見込】

平成29年度の事業量は、講習修了見込者の実人数を2人と計画します。

単位:件

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
養成講習修了実見込者数	2	2	2	

【見込量確保のための方策】

町社会福祉協議会と連携しながら、事業促進に努めます。

(9)移動支援事業

【サービス内容】

移動支援事業は、訪問系 5 サービスでの移動介護の対象とならないケースについて、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出時における移動を支援するサービスです。

【事業量見込】

平成29年度の事業量は、月間実利用者数を88人と計画します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数/月	80	84	88

【見込量確保のための方策】

現行の実施事業所の提供体制の確保を促進するとともに、多様な手法での移動支援事業を促進していきます。

(10) 地域活動支援センター(II型) 事業

【サービス内容】

障がいのある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう「創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流等を行う施設」で、福祉的就労や生きがい活動の場と位置づけられます。

【事業量見込】

平成29年度の事業量は、実施4か所、月間実利用者数を54人と計画します。

	平成 2	7年度	平成 2	8年度	平成 2	9 年度
実施箇所数	3 か所	1 か所	3 か所	1 か所	3 か所	1 か所
実利用者数/月	46	4	47	5	48	6
実利用者数/月 計		50		52		54

注:表中の左側は瑞穂町内分、右側は他市町村分 また、上段は実施見込み箇所数、下段は利用見込み者数

【見込量確保のための方策】

現行の実施事業所の提供体制の確保を促進していきます。

任意事業

(1)知的障害者職親委託制度

【サービス内容】

職親(民間の事業経営者等)に委託して知的障がい者の生活指導・職業指導等を行います。

【事業量見込】

平成26年10月より対象者退職により0件となりました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託件数	無	無	無

【見込量確保のための方策】

サービス利用者に応じて必要な職親の確保に努めます。

(2)日中一時支援事業

【サービス内容】

日中、障害福祉サービス事業所等において障がい者(児)などに活動の場を 提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練などを行います。

【事業量見込】

平成29年度の事業量は、月間実利用者数を18人と計画します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数/月	14	16	18

【見込量確保のための方策】

サービス提供事業所の拡大を図り、身近な場所での利用や今後の利用増に対応できるよう努めます。

(3)社会参加促進事業(自動車運転免許取得・自動車改造助成)

【サービス内容】

身体障がい者が、仕事等のために自動車の運転免許を取る場合や、自動車の ハンドル・ブレーキ・アクセル等を改造する必要があるときに、免許取得費の 補助や改造費用の助成を行う事業です。

【事業量見込】

平成29年度の事業量は、免許取得人数を1人、改造助成を2件と計画します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
免許取得(人)	1	1	1
改造助成(件)	2	2	2

【見込量確保のための方策】

必要な事業量を実施していきます。

(4)訪問入浴サービス事業

【サービス内容】

介護保険制度のサービス対象に該当しない65歳未満の重度心身障がい者で 寝たきり等のため入浴が困難な人の居宅に巡回入浴車を派遣し、組み立て式浴 槽による入浴介助を行います。

【事業量見込】

平成29年度の事業量は、月間実利用者数を7人と計画します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数/月	7	7	7

【見込量確保のための方策】

必要なサービス量を実施していきます。

(5) 更生訓練費給付事業

【サービス内容】

施設に入所または通所して更生訓練を受けている障がいのある人に、社会復帰の促進を図るため、「更生訓練費」を給付します。

【事業量見込】

平成29年度の事業量は、月間実利用者数を2人と計画します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数/月	2	2	2

【見込量確保のための方策】

必要な事業量を実施していきます。

(6)障害児等タイムケア事業

【サービス内容】

障がいのある児童・生徒等が特別支援学校等から下校した後の活動の場を確保するとともに、障がい児のいる親の就労支援と障がい児を日常的にケアしている家族に一時的な休息を得てもらうことを目的とする事業です。

【事業量見込】

平成29年度の事業量は、月間実利用者数を35人と計画します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数/月	33	34	35

【見込量確保のための方策】

既存施設の有効活用を図り、サービス量の確保に努めます。

一第6編 計画の推進・進行管理―

1 「PDCAサイクル」に基づく推進・進行管理

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、 分析と評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の 必要な措置を講じること(「PDCAサイクル」)とされており、本計画もこ の考え方を基本とします。

Plan

Act

Do

Check

「PDCAサイクル」のイメージ

Plan (計画)目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案するDo (実行)計画に基づき活動を実行するCheck (評価)活動を実施した結果を把握・分析し、考察する(学ぶ)Act (改善)考察に基づき、計画の目標、活動などの見直しを行う

2 「成果目標」と「活動指標」について

国の「基本指針」では、計画に「PDCAサイクル」を導入するにあたり、指針の「第二」における目標を「成果目標」とし、指針「第三」における"計画の作成に関する事項"である障害福祉サービスの見込み量等を「活動指標」としているため、町においてもそれに準じ、「成果(数値)目標」(\rightarrow 44 ページ参照)と「活動指標」(各サービス見込み量等、 \rightarrow 「第 5 編」参照)を最大の主眼として計画の推進・評価を行っていきます。(次ページに、"成果目標と活動指標の関係"のイメージ図を掲載しています。)

【活動指標】 ○ 「生活介護」の利用者数、利用日数 【成果目標】 ○ 「自立訓練(機能訓練・生活訓練)」の利用者数、利用日数 ○ 「就労移行支援」の利用者数、利用日数 施設入所者の地域生活への移行 ○ 「就労継続支援(A型・B型)」の利用者数、利用日数 〇 地域生活移行者の増加 ○ 「短期入所(福祉型、医療型)」の利用者数、利用日数 〇 施設入所者の削減 〇 「共同生活援助」の利用者数 基本指針」 ○ 「地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)」の利用者数 障害のある人が 〇 「施設入所支援」の利用者数 ※施設入所者の削減 入院中の精神障害者の地域生活 への移行 ○ 「自立訓練(生活訓練)」の利用者数、利用日数 の理念) ○ 入院後3か月時点の退院率の上昇 ○ 「就労移行支援」の利用者数、利用日数 ○ 入院後 1 年時点の退院率の上昇 ○ 「就労継続支援(A型・B型)」の利用者数、利用日数 ○ 在院期間 1 年以上の長期在院者の減 地域で暮らせる社会に ○ 「短期入所(福祉型、医療型)」の利用者数、利用日数 ○「共同生活援助」の利用者数 自立と共生の ○ 「地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)」の利用者数 障害のある人の地域生活の支援 ○ 地域生活支援拠点の整備 ○ 「就労移行支援」の利用者数、利用日数 ○ 「就労移行支援」事業等から一般就労への移行者数(「就 社会を 労移行支援」「就労継続支援A型」「就労継続支援B型」) 福祉施設から一般就労への移行 (以下、都道府県のみ) ○ 福祉施設利用者の一般就労への移行 ○ 公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設の利 実 者の増加 用者の支援件数 現 ○ 委託訓練事業の受講者数 ○ 就労移行支援事業の利用者の増加 ○ 障害者試行雇用事業の開始者数 ○ 就労移行支援事業所の就労移行率の ○ 職場適応援助者による支援の対象者数 ○ 「障害者就業・生活支援センター」事業の支援対象者数

資料:「障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAサイクルに関するマニュアル」改訂版 (厚生労働省、平成 26 年 6 月)

第2章 計画推進の体制

1 啓発・周知の徹底

今後もサービスを必要とする障がいのある人が円滑にサービスを利用することができるように、町のホームページや「広報みずほ」等を通じて制度の仕組みやサービスの利用方法等について周知の徹底を図り、安定した利用が確保されるように努めていきます。

2 サービス提供体制の確保

計画に定める成果目標(数値目標)や活動指標(各サービス提供目標)の実現に向け、庁内の関係各課が密接な連携のもと取り組むとともに、施設や企業等関係するその他の機関にも広く理解と協力を呼びかけ、サービス提供体制の確保を図ります。

3 相談支援体制の強化、「自立支援協議会」の設置

障がいのある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、 障害福祉サービスの円滑な提供が行われるだけでなく、サービスの適切な利用 を支える相談体制の確立が不可欠です。

このため、地域の実情に応じて、中立・公平な立場で適切な相談支援ができる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の実務者から成る「自立支援協議会」の設置を継続し、相談支援体制に関わるネットワークの確立・強化を図ります。

4 町民との協働体制の構築・強化

障がいのある人が自立した生活を営むのに必要なサービスを活用していくためには、行政だけでなく施設や企業も含め、幅広い分野の町民が障がいのある人や障がい者団体と密接な連携を保ち、障がい及び障がいのある人への理解を深め、問題や課題を共有し、それぞれの立場ですべきことやできることを考え、自立支援や就労支援に取り組んでいくことが必要です。

そのため、幅広い分野の町民が共通の認識を持ち、本計画の実現に向けて取り組むことができるように、プライバシーや個人情報の保護に配慮した上で、できるだけ多くの情報の提供に努め、行政と町民による協働体制の構築・強化を図ります。

5 庁内及び東京都との連携体制の構築

計画の推進にあたっては、関係各課との連携を図り、全庁的な体制で取り組んでいきます。

また、広域的な調整や、「サービスの質」の向上を図るための人材養成やサービス評価等、東京都における取り組みが不可欠であるため、都の関係部局とも密接な連携体制を構築します。

第3章 計画の達成状況の評価・点検

毎年、サービス見込量についての目標達成状況や、地域生活への移行、一般 就労への移行等について、サービス提供側の実態把握だけでなく、障がいのあ る人へのアンケート調査等を適宜実施してサービスの利用実態や評価を把握す るとともに、場合によってはヒアリング調査を実施し、計画の達成状況につい て質的にも調査を行います。

各種の情報・要望については、「地域保健福祉審議会」等において毎年総合 的に内容を分析し、計画の進捗状況について評価を行います。

第4章 町民意見等の計画への反映

計画の内容に関しては、町のホームページや「広報みずほ」等を通じて公表するとともに、広く町民に意見を求め、今後の計画への反映を検討します。

また、緊急性の高い問題や新たな課題への対応が必要となった場合には、速やかに対策を検討し、計画に反映させていきます。

一資料編一

1 障害の「害」の表記について

瑞穂町では、これまで「障害者」と表記していた文字は、「障がいのある人」「障がいのある方」「〇〇の不自由な方」「障がい者」と別の字句に置き換えて、表記するものとすることを平成18年7月18日の条例等審議会で確認しました。

その理由としては、「害」の文字は、「害悪」「公害」といった否定的で負のイメージを連想させる字句に用いられることが多いと考えられることから、「障害者」のように「ひと」に関連して使用する場合、「害」の文字を使用することは人権尊重の観点から好ましいことではないため、少しでも不快感を与えないような表記に改めることとしました。

ただし、法律名、政令名、省令名、条例名、規則名、告示・通知の名称、法律、条例その他の規程で使用されている用語、団体の名称、施設の名称、大会・行事等の名称、行政組織上の名称については除外することとしています。

表記方法については、国語に対する意識の動向、法令の字句の使用状況を踏まえ、今後も見直しを行うことがあります。

2 瑞穂町地域保健福祉審議会条例

平成 17 年 3 月 7 日 条例第 3 号

(設置)

第1条 社会環境の変化に的確に対応した保健福祉サービスのあり方を 検討し、瑞穂町における保健福祉施策の向上と適正な執行を図るため、 瑞穂町地域保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、 及び審議し、町長に答申する。
 - (1) 保健福祉施策の基本的事項に関すること。
 - (2) 保健及び福祉の基本計画に関すること。
 - (3) 保健、福祉及び医療の連携に関すること。
 - (4) その他保健福祉施策に関して町長が必要と認める事項

(組織)

- 第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する委員25人以内をもって組織する。
 - (1) 学識経験者 2人以内
 - (2) 保健福祉関係施設の代表者 3人以内
 - (3) 保健福祉関係団体の代表者 5人以内
 - (4) 公共的団体の代表者 5人以内
 - (5) 関係行政機関の職員 3人以内
 - (6) 公募委員 3人以内
 - (7) 町職員 4人以内
- 2 専門事項を調査し、及び審議するため必要があるときは、町長は、専 門委員を委嘱し、又は任命することができる。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 専門委員の任期は、町長が指定した事項の調査及び審議が終了するま での間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会は、会長が招集し、議長となる。
- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長 の決するところによる。
- 4 審議会は、公開するものとする。ただし、個人情報の保護のために会 長が必要と認めるときは、これを非公開とすることができる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に 出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門分科会)

第8条 審議会に必要に応じて専門分科会を置き、専門分野ごとの調査 及び検討を付託することができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(平成 20 条例 1・平成 23 条例 4・一部改正)

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成 17年6月23日規則第33号で、平成17年6月24日から施行)

附 則(平成 20 年 3 月 14 日条例第 1 号)抄 (施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 14 日条例第 4 号)抄 (施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

3 瑞穂町地域保健福祉審議会条例施行規則

平成 17 年 6 月 23 日 規則第 34 号

(趣旨)

第1条 この規則は、瑞穂町地域保健福祉審議会条例(平成17年条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会の所掌事項)

- 第2条 条例第8条で定める専門分科会(以下「分科会」という。)は、 付託された事項について、調査し、及び審議する。
- 2 分科会は、付託された事項について、調査し、及び審議した結果を審議会に報告する。

(分科会の委員)

- 第3条 分科会に属すべき委員は、審議会で協議し決定する。
- 2 分科会に分科会長及び副分科会長を置き、その分科会に属する委員の 互選によりこれを定める。
- 3 分科会長は、会務を総理し、分科会を代表する。
- 4 副分科会長は、会長を補佐し、分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(分科会の会議)

- 第4条 分科会の会議は、分科会長が招集する。
- 2 分科会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、その会議を開くことができない。
- 3 分科会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、 分科会長の決するところによる。
- 4 分科会は、公開するものとする。ただし、個人情報の保護のために分 科会長が必要と認めるときは、これを非公開とすることができる。

(関係者の出席)

第5条 分科会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に 出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 分科会の庶務は、審議事項を所管する課において処理する。 附 則

この規則は、平成17年6月24日から施行する。

4 瑞穂町地域保健福祉審議会・障害福祉計画専門分科会委員名簿

■瑞穂町地域保健福祉審議会委員名簿

選出区分等	世 苗 武 安 貞 七 淳 氏 名	役 職 名 等
学識経験者	村井祐一	田園調布学園大学 教授
保健福祉関係施設	小 山 良 一	(福) 瑞仁会 良友園 施設長
	下 田 智 子	石畑保育園 園長
	大 屋 敬 則	瑞穂町精神障害者地域活動支援センター 施設長
保健福祉関係団体	小 林 康 弘	瑞穂町医師会長
	○粕 谷 道 子	西多摩保護司会 瑞穂分区 分区長
	渡辺信男	瑞穂町身体障害者共生会 会長
	五十嵐 崇	瑞穂町福祉作業所 所長
	戸 田 祐 佳	子育てに関する団体
公 共 的 団 体	◎山 﨑 鬨 男	瑞穂町民生委員・児童委員協議会 会長
	奥 田 雄 一	瑞穂町寿クラブ連合会 会長
	山口 斉	瑞穂町社会福祉協議会事務局 次長
	鳥 海 裕 子	瑞穂町健康づくり推進委員 委員長
	関 口 高 志	瑞穂町教育相談室 室長
関係行政機関	木 村 博 子	西多摩保健所 所長
	石 塚 健 市	立川児童相談所 所長
	森 泉 旬 子	西多摩福祉事務所 所長
公 募 委 員	石 蔵 陽 子	一般住民
	田中孝子	一般住民
	高 木 正 彦	一般住民
町 職 員	田辺健	企画部長
	横澤和也	住民部長
	村 野 香 月	福祉部長
	坂 内 幸 男	教育部長
事 務 局	髙橋幹夫	福祉部福祉課長
	石 川 久 江	福祉部福祉課福祉係長
	中 野 雄 司	福祉部福祉課福祉係 主任

◎:会長 ○:副会長

■瑞穂町地域保健福祉審議会・障害福祉計画専門分科会委員名簿

委員氏名	選出区分等	備考
◎ 大 屋 敬 則	瑞穂町精神障害者地域活動支援センター 施設長	審議会委員
〇 新 井 功	瑞穂町身体障害者共生会 副会長	分科会委員
石 塚 壽 則	瑞穂町民生委員・児童委員	分科会委員
冨永 健太郎	田園調布学園大学	分科会委員
丸 野 仁 久	瑞穂町医師会 丸野医院	分科会委員
五十嵐 崇	瑞穂町福祉作業所 施設長	審議会委員
粕 谷 雅 人	瑞穂町社会福祉協議会	分科会委員
石 蔵 陽子	一般住民	審議会委員
木 村 博子	東京都西多摩保健所 所長	審議会委員
村 野 香 月	福祉部長	審議会委員
髙 橋 幹 夫	福祉部福祉課長	事務局
関 谷 行 俊	福祉部福祉課障がい係長	事務局
山 﨑 浩和	福祉部福祉課障がい係 主任	事務局

◎:分科会会長 ○:分科会副会長

5 瑞穂町第4期障害福祉計画策定経過

期日	内 容
平成 26 年 5 月 18 日	◆第1回 瑞穂町地域保健福祉審議会 ・第4期障害福祉計画の検討を専門分科会に付託
平成 26 年 8 月 4 日	○第1回 瑞穂町地域保健福祉審議会・障害福祉計画専門分科会・委嘱状交付・第4期障害福祉計画について・アンケート調査(案)について
平成27年1月9日	○第2回 瑞穂町地域保健福祉審議会・障害福祉計画専門分科会・アンケート調査集計について・第4期障害福祉計画構成案について
平成 27 年 2 月 12 日	○第3回 瑞穂町地域保健福祉審議会・障害福祉計画専門分科会 ・第4期障害福祉計画(案)について

瑞穂町第4期障害福祉計画

.....

平成27年3月

発 行 瑞穂町

編 集 瑞穂町福祉部福祉課障がい係

T190-1292

東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2335番地

Tel (042) 557-0574 (直通)

Fax (042) 556-3401 (代表)

ホームページ http://www.town.mizuho.tokyo.jp/

E-mail fukusi@town.mizuho.tokyo.jp

